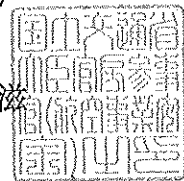




国官参事第1902号  
平成25年1月25日

社団法人 全日本航空事業連合会  
会長 伊東 信一郎 殿

国土交通省大臣官房参事官（航空事業安全）  
航空局安全部航空事業安全室長  
高野 滋



### 回転翼航空機による物資輸送の安全確保について

本日、運輸安全委員会は、平成22年9月26日、鹿児島県熊毛郡屋久島町紀元杉付近の山中において機外荷物をつり下げて飛行中に墜落し、機長及び同乗整備士の計2名が死亡した朝日航洋株式会社所属JA9635機（アエロスパシアル式AS332L型）に係る航空事故調査報告書を公表した。

同報告書によると、事故の原因は、「同機が山岳地の谷間上空を機外荷物をつり下げて飛行中、引き返そうとして左旋回中に斜面に接近し、つり荷が樹木又は岩等の地上の物件に引っ掛かったため、墜落したものと考えられる。同機が左旋回中に斜面に接近し、つり荷が樹木又は岩等の地上の物件に引っ掛かったことについては、実施可能であったOGEホバリングを実施しなかったこと、本物資輸送経路上において最低安全高度を大幅に下回った高度を飛行していたこと、左旋回を行った際に飛行高度と雲底の高さとの間隔が小さかったことから上昇を抑えたこと、及びつり荷と樹木との間隔の目測を誤ったことによる可能性が考えられる。」とされている。また、その他判明した安全に関する事項として、「本物資輸送現場は山岳地で携帯電話やVHF無線機の電波が届く範囲が限られる地域であり、本物資輸送作業現場間における有効な通

信手段がなかったため、連絡するには会合する必要があった。また、作業着手前に作業現場間における緊急時の連絡体制を計画していなかった。これらのため、本事故発生後対応を開始するまでに時間を要した。」とされている。

ついては、本事故の重大性にかんがみ、貴会傘下の関係事業者に対し、事故の原因等について周知するとともに航空機の運航の安全に万全を期するよう徹底されたい。

なお、今般、同委員会は、本事故調査の結果を踏まえ航空の安全を確保するため、朝日航洋株式会社に対して、運輸安全委員会設置法第27条第1項の規定に基づき以下のとおり勧告を行っていることを申し添える。

朝日航洋株式会社は、法令不遵守等の不安全事故がないか再点検を行うとともに、本事故を踏まえ、操縦士、整備士等の安全業務に従事する全社員に対し、最低安全高度等の基本的な安全基準を遵守することの意義及びその重要性について改めて徹底を図ること、並びに緊急連絡体制の見直しを行うこと。

以上